

変 更 案				現 行			
第1 総則 1～8 （略）				第1 総則 1～8 （略）			
第2 周波数割当表 1～7 （略）				第2 周波数割当表 1～7 （略）			
第1表 （略） 第2表 27.5MHz～10000MHz				第1表 （略） 第2表 27.5MHz～10000MHz			
国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)		国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
710-714	陸上移動	放送事業用 一般業務用		710-714 J52	陸上移動 J91 放送 J15 J92	放送事業用 一般業務用	
714-750	移動	電気通信業務用		714-750 J52	移動 J91 放送 J15 J92	電気通信業務用	
750-770	陸上移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用		750-770 J52	陸上移動 J91 放送 J15 J92	700MHz帯高度道路交通システム用とし、 小電力業務用への割当ては別表8-10による。	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
915-930 J67	移動 J68	簡易無線通信業務用 小電力業務用 一般業務用		915-930 J67	移動 J68	簡易無線通信業務用 小電力業務用 一般業務用	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

第3表 10GHz—275GHz

国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)
116-119.98	衛星間 J287	電気通信業務用 公共業務用
	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	
	移動 J84	放送事業用
119.98- 122.25 J29	衛星間 J287	電気通信業務用 公共業務用
	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	
	移動 J84	放送事業用
122.25-123 J29	固定 移動 J277	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用
	衛星間	電気通信業務用 公共業務用
	アマチュア	アマチュア業務用
123-130 J36 J268	固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用
	無線航行 無線航行衛星	公共業務用 一般業務用
	移動 J84	放送事業用
	電波天文	
130-134 J36 J285	固定 移動 J277	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用

第3表 10GHz—275GHz

国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)
116-119.98	衛星間 J287	電気通信業務用 公共業務用
	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	
119.98- 122.25 J29	衛星間 J287	電気通信業務用 公共業務用
	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	
122.25-123 J29	固定 移動 J277	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
	衛星間	電気通信業務用 公共業務用
	アマチュア	アマチュア業務用
123-130 J36 J268	固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用
	無線航行 無線航行衛星	公共業務用 一般業務用
	電波天文	
130-134 J36 J285	固定 移動 J277	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用

	衛星間	電気通信業務用 公共業務用	
	地球探査衛星（能動）		
	J288 電波天文		
(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J1～J28 (略)

J29

6765-6795kHz（中心周波数6780kHz）、61-61.5GHz（中心周波数61.25GHz）、122-123GHz（中心周波数122.5GHz）及び244-246GHz（中心周波数245GHz）の周波数帯は、ITU-Rの研究結果を踏まえて産業科学医療用（ISM）装置にも使用することとする。なお、6765-6795kHz（中心周波数6780kHz）及び244-246GHz（中心周波数245GHz）の周波数帯については、固定業務及び陸上移動業務の局に対する新たな割当ては保留する。

J30～J83 (略)

J84

移動業務によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J85～J88 (略)

J89

放送業務の電気通信業務用（エリア放送用）及び放送用（エリア放送用）によるこの周波数帯の使用は、470-710MHzの周波数帯を使用する陸上移動業務の放送事業用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）及び一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

J90 (略)

J91（未使用）

J92（未使用）

J93～J295 (略)

別表 1～11-3 (略)

国際周波数分配の脚注 (略)

	衛星間	電気通信業務用 公共業務用	
	地球探査衛星（能動）		
	J288 電波天文		
(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J1～J28 (略)

J29

6765-6795kHz（中心周波数6780kHz）、61-61.5GHz（中心周波数61.25GHz）、122-123GHz（中心周波数122.5GHz）及び244-246GHz（中心周波数245GHz）の周波数帯は、ITU-Rの研究結果を踏まえて産業科学医療用（ISM）装置にも使用することとする。なお、6765-6795kHz（中心周波数6780kHz）、122-123GHz（中心周波数122.5GHz）及び244-246GHz（中心周波数245GHz）の周波数帯については、固定業務及び陸上移動業務の局に対する新たな割当ては保留する。

J30～J83 (略)

J84

移動業務によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J85～J88 (略)

J89

放送業務の電気通信業務用（エリア放送用）及び放送用（エリア放送用）によるこの周波数帯の使用は、2013年4月1日以降、470-710MHzの周波数帯を使用する陸上移動業務の放送事業用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）及び一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

J90 (略)

J91

この周波数帯における移動業務の局は、2013年3月31日までは、この周波数帯を使用する岩手県及び宮城県の区域における放送業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない

J92

放送業務によるこの周波数帯の使用は、岩手県及び宮城県の区域に限るものとし、2013年3月31日までに限る。

J93～J295 (略)

別表 1～11-3 (略)

国際周波数分配の脚注 (略)

